70歳以上の高額療養費の手続き

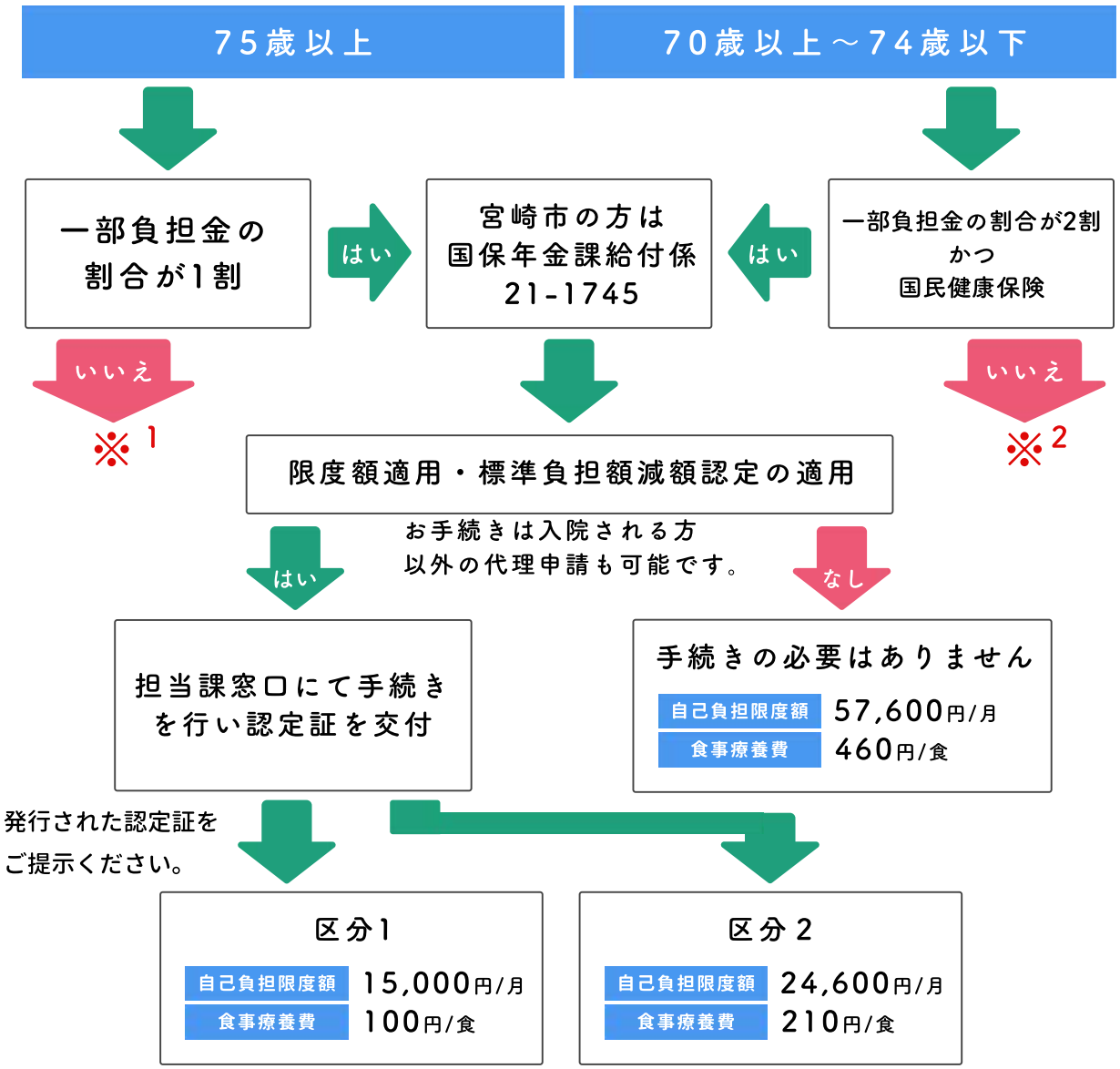

※1 一部負担金の割合が3割の方は国保年金課給付係にて手続きすることにより「後期高齢者医療限度額適用認定証」が交付されます。

※2 国民健康保険の一部負担金割合が3割の方は国保年金課給付係にて手続きすることにより「限度額適用認定証」が交付されます。
社会保険に加入の方は健康保険（組合）にご確認ください。

お手続き時の必要書類

- [ ] 入院される方の保険証原本（必須）
- [ ] 認印（必須）
- [ ] マイナンバーカード（準備できる場合）

（代理申請をされる場合）

- [ ] 上記の必須書類
- [ ] 代理者の身分証明書（免許証等）
- [ ] 代理者の認印

マイナンバーカードをお持ちの方は、当院にてオンライン資格確認を利用することにより高額療養費等の手続きが可能です。（社会保険の保険者や居住する市町村での手続きは不要となります。）